

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第 卷七十二第

行發日一月二十年三和昭

論 叢

自動車稅論 法學博士 神戶 正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて 文學博士 矢野 仁一

保險に於ける偶然の必然化 經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

公有收益財産と地方財政 經濟學士 中川與之助

徳川時代の寺社名目金 經濟學士 堀江 保藏

株式定期取引の限月復舊に就いて 經濟學士 今西庄次郎

雜 錄

伏見酒造労働に就いて 經濟學士 江頭 恒治

繁榮指數と社會の繁榮 經濟學士 井 篁 弁

法 令

預金部地方資金貸付規程

附 錄

本誌第二十七卷總目錄

徳川時代の寺社名目金

堀江保藏

はしがき

単に名目金といへば寺社名目金を意味するが、官方堂上方の名目金もあり、拜借金の名目を以てしたる町人の貸付金をも名目金と呼んだ例があり、又座頭金の如きは名目金と略し同一の性質を有せしものなれば、此等と區別するため寺社なる文字を冠らすこととした。又藩に於ても名目金と同様の制度の存せしものもあるが、幕府と直接關係なきものには暫く觸れざることとする。

第一 名目金の意義、起源並に沿革

(一) 意義。

徳川時代の金融制度は未だ整然たる組織を有せず、従つて生産貸借と消費貸借との區別も判然しなかつた。頼母子講・富籤の如きものも盛んに行はれて居たが、此等相互扶助的なるものを除き、相對貸借に就て貸主を標準として見るに、大體官金、準官金及び町人金の三種とする事が出来る。官金とは幕府が貸付くる拜借金の種類であり、町人金とは町人による町人の資財の貸付であり、準官金とは寺社、權勢家などが幕府の許可を得て行ふところの貸付金である。この最後のもの

* 或は名目銀ともいふ

のは官金同様の取扱を受け、殊に滞貸に際して幕府よりの督促嚴重にして、比較的 safety に債権が保護された結果、後には貸金業者が自己の債権保全のため、寺社權勢家等の名を藉るに至つたもので、一面には封建的形式、他面には町人階級擡頭の實質を示す封建時代の金融制度として特殊の興味を有するものである。

寺社名目金はこの準官金に屬するものであつて、宮門跡寺院及幕府と特殊關係ある寺社が、祠堂金その他の資財を、それ等の名目を附して、幕府の許可を得て貸付を開始したのに始まり（假りに「第一義に於ける名目金」と呼ぶ）、町人の金力の浸潤するに及んで、その實質に變化を來した（假りに「第二義に於ける名目金」と呼ぶ）。白河樂翁公が「名目銀の貸付は富貴權家の威を借りて債を取收むるの趣向なり。是は始めに貸持より債の滞るべきをはかり、高貴の名目をつけおきて、返済滞ればその借主の町所家主までも難儀となる故、是非濟す理窟を考へて、名目銀と立て、かすことなり」と評して居るのは、第二義に於ける名目金を指せるものである。

(二) 起源。

名目金の起源に就ては少くとも二つの源流を考へる事が出来る。一は祠堂金であり、二は官金である。

中世に於て寺院が社會上勢力を有せし時代には、經濟上に於ても亦頗る優勢なる地位を占め、自ら金融の事をも司つて居た。貸付資本は寺領よりの收納物及び祠堂金であつて、借主が契約の不履行による神佛の冥加を恐れた事と、政府又は領主が其の債権を保護した事とにより、寺院は

1) 樂翁公遺書、上卷、庶有篇、一四頁

比較的完全に利殖を計る事が出来た。²⁾ 祠堂金とは、死者の靈を祀る爲に檀家の納むる寄附金であつて、祠堂の修復を名としたから、その名が起り、特に祠堂金の貸付が徳政令の範圍外であつた事も鎌倉時代の文書に見えて居る。³⁾ かくの如き祠堂金や類似のものゝの貸付は徳川時代にも引續き行はれ、寺社はその利息を以て維持費の一部に充當して居たものである。

官金には、(イ)拜借金その他に、(ロ)御貸付金、(ハ)地方の郡代・代官が租税として收納した金穀を、江戸若は大阪に送る迄の間、掛屋をして貸付を行はしめたもの、(ニ)御爲替銀と稱し、御爲替町人が江戸に送るべき金銀を大阪にて借受け、一定期日の後江戸の支店より幕府に上納する事とし、その期日の間民間に融通したものと等がある。⁴⁾ 此等は幕府及び武士階級が經濟的に困難となり初めた元祿の頃より起つたものであるが、後二者同様に前二者も轉貸が行はれたのであつて、何れも借主をして證書面に官金なる旨を記入せしめ、以て債權保護に便ならしめたのである。

先の祠堂金の類の貸付が官金同様の取扱を受くるに至つたものが即ち名目金であつて、その古い記録は伊豆國三嶋神社の貸付金觸書に見る事が出来る。⁵⁾ 即、同社では享保十八年七月から、幕府からの「拜借金」三百兩と「有來殘金」百四十兩餘とを伊豆代官より在方へ貸付け、その年々の利金を以て堂金修復料に宛てる事となつたのである。同二十年には仙波御宮の「被下金」の貸付、⁶⁾ 元文元年には牛込放生寺の修復料殘金の貸付、⁷⁾ 寛保元年には湯島靈雲寺の溜金の貸付等が、皆代官を通じて行はるゝ事となつた。此等の例は官金と祠堂金との合流をよく示すものであらう。

京都に於ても同じ頃同様の利殖方法が行はれたが、江戸の分よりも更に進んで、金子の預り主

2) 一八四頁以下
3) 平泉博士、中世に於ける社寺と社會との關係、八四二頁
4) 古事類苑、宗教部三、二八六、八四二頁
5) 竹越與三郎氏、日本經濟史、卷七、六三頁
6) 享保令典永鑑、第二十一册
7) 同上

は代官ではなく町人である。即翁草によれば、「京都名目銀の事享保年間迄はなし、元文の頃籌宮御方御賄料へ金二千兩を公儀御爲替仲間の者を省き當時身上手厚き町人共へ御預其利倍を以て宮御方の御手當に可被爲旨被仰出、則百足屋仁左衛門(等)四人へ御預け、且又仁和寺御修復料の内も同様の御沙汰にて夫々の者共へ配當拜借被仰付各家質を差上、預の右御銀の名目を以て世上へ貸付の事故右の者共より相願御免なり。右御用も蒙る者共、御爲替町人に準じ、上訴訟になる云々」⁹⁾と。

その後寺社名目金の貸付は次第に多くなり、宮方・攝家方・堂上方も之に倣ふに至りしものなるが、何故寺社の貸付金が官金同様の保護を受くるに至りしやは、その許可せし寺社が多く救願所、宮門跡或は徳川家の人達の菩提所等、朝廷又は幕府と何らかの關係ありし事より容易に察知する事が出来る。即ち此等の寺社にして領地なきか、あれどもその收納物を以てしては經理立行き難き時は、幕府は年々維持費を下渡し、若くは拜借金に應せねばならなかつたが、元祿以後財政の窮乏を告ぐるや、幕府は寺社自らの利殖によりて負擔の減免を得んとせし事これである。¹⁰⁾さればこそ、この頃より寺社の富籤や勸化をも許し、享保十四年には修復料下渡の取締りをも計つて居るのである。¹¹⁾

京都に於ける名目金の如く、町人が貸付取扱をなすに至りし所以は、寺社が直接營業に携はるを恥じたる事、營利的業務に疎かりしこと等に歸せられる。¹²⁾とまれ名目金の町人取扱は第二義に於ける名目金發生の端緒なるが、尙特殊なる原因として享保年間の金銀訴訟整理の事を挙げね

7)、8) 古事類苑、政治部四、六〇五、六〇七頁

9) 翁草、第十八册、六二頁

10) 日本財政經濟史料、卷六、九三〇頁

11) 同上、卷五、一〇二五頁

12) 吹塵餘録、六四頁

ばならぬ。即同四年に、「近年金銀出入段々多成、評定所寄合の節も此儀を專取扱公事訴訟は末に罷成、評定の本旨を失候、借金銀買懸り等の儀は、人々相對の上の事に候得者、自今は三奉行所に濟口の取扱致間敷候、併欲心を以事を巧候出入々は不届を糺明いたし御仕置可申付候事」、この御觸書出たるにより、武家諸侯はじめ四民を債務者に持つ町人は官金同様の保護を求めんとし、こゝに偶々利用せられたのが第一義に於ける名目金にして、寺社は貸付資本の一部を種金として提供し、或は名目のみを貸與して貸付資本は全然町人に依頼する事ともなつたのである。

(三) 沿革。

此の如くにして生じた名目金が、京都及び江戸の勢力ある寺社の名目を以て、商業般盛なりし江戸・大阪・京・伏見・堺等に發達したのは當然の事である。江戸・京都では享保元文の頃より始まつたが、大阪にては寶曆三年京都光雲寺祠堂金の貸付を以て嚆矢とする。その他京都の靈源寺(寶曆十一年)、泉涌寺(同年間)、青蓮院(明和五年)、智恩院(同年)、妙法院(安永元年)、宇治平等院(明和五年)、大津圓滿院(寶曆十二年)、高野山大德院(天明二年)が夫々大阪に貸付所又は貸付支配人を置いた。¹³⁾

之より先京都にては名目金の弊害甚しくなれる結果、幕府より役人を遣はし、町奉行と協力して返濟調停の勞をとり、「是迄の貸付の分不殘三十年賦に申付られ洛の内外凡そ徳政棄捐の心地して大火を打消たる如くな」¹⁴⁾つたが程なく元の如くなり、江戸・大阪にても追々弊害を生じ初めたので、安永四年には全般的に取締りの方法を講じ、寺社名目金貸付は幕府の許可した金高に限り

13) 日本財政經濟史料、卷三、一〇六六頁

14) 大阪市史參照

15) 翁草、第十八冊、六三頁

公儀へ差出させ、これを寺社所在地の奉行所又は代官より貸付ける事とした。けれどもこの方法も従來のものには適用しなかつたらしく、又天明二年に始まる高野山大徳院の貸付が寺自らの手で行はれた事は、該取締りの嚴重ならざりしを示すものである。遂に寛政元年に至り、大阪に觸書を出して名目金の一大特權なる優先訴權を停廢し、以て名目金の實効を失はしめんとしたが、同年六月以後、或は貸付支配人の氏名を披露し、或は元利金の返濟を忽にすべからざる旨を諭告せる幾多の觸書を存することは取締の無効なりしを窺はしむるに足るであらう。更に同六年には江戸芝鑑蓮社紀伊殿御寄附金の貸付、同八年には芝天光院尾張殿御寄附金の貸付が大阪に於て行はれてゐるし、¹⁶⁾江戸に於ても谷中臨江寺の貸付金が享和三年に名目金として取扱はれてゐるのである。¹⁷⁾

文政二年に又全般的に取締令を出したが、安永四年のものを強調したにすぎず、同九年には増上寺の新規御貸付金¹⁸⁾が名目金として取扱はれると同時に大阪にもその出張所が出来、¹⁸⁾天保七年には熊野三山貸付金は大阪並に兵庫に出張所を設けた。¹⁹⁾更に弘化元年には、通常貸借は相對濟を申渡されたにも拘らず、宮門跡方の貸付金は官金同様訴訟手段を用ふる事を許されてゐるのであるが、この事に關して寺社奉行・町奉行、評定所の間に交換された文書には次の如き多數の名目金が掲げられてゐるのである。²⁰⁾即、青蓮院・圓滿院・妙法院・仁和寺・一乘院・佛光寺・専修寺・大徳院・淺草唯念寺・鎌倉東慶寺・山城圓通寺・大覺寺・覺勝院・久遠寺・善光寺・池上本門寺・常州盤船願入寺の貸付金にして、文政十年に名目金としての取扱を許されなかつた圓通寺の名も見えてゐるので

16) 大阪市史、卷四、八一—、八三九頁

17) 古事類苑、政治部四、六〇四頁

** 此年以前の御貸付金に對して新規なる文字を用ふ。増上寺貸付金の詳細は、小林庄二郎氏「増上寺とその金貸業」(歴史地理十二卷二號所載)參照

18) 大阪市史、卷三、八五六頁

ある。従つてその貸付の行はれた地域の如きも、江戸・大阪等の都會地に止まらず、大和・河内・近江・和泉・丹波・紀伊等の在地に及び、後年名目金の増加に伴ひそれら寺院の勢力範圍の地方例へば信濃北越等にまで擴つた事と思はれるのである。

幕末に近づくや國事多端となり、安政以後は最早取締の觸書を見ざるに至つた。けれども民間に名目金の非をあばく者などあるを見れば、依然その行はれしを知るべく、遂に明治の新政となつて元年に名目金の貸付を禁じ、名目金の種類性質に従つて善後處分を決する事となつた。

第二 名目金の仕組及び貸付の方法

(一) 仕組。

イ 寺社の貸付資本 第一(二)に於て、二三寺社の貸付資本の由來を述べたが、今少しく之を分析すれば、寺社自らの財産又は幕府朝廷等から來たものと、一般民間から集められたものとに區別する事が出来る。前者に屬するものは、御祠堂金の類(光雲寺・泉涌寺・大徳院・天光院・鑑蓮社)、庵主等の御遺金(青蓮院・妙法院・臨江寺)、拜借金(三嶋神社・増上寺)、御參府御用意金(智恩院)、御物成拂代金(圓満院)等で、この内増上寺の拜借金は名目金貸付のためにわざわざ借りたものである。後者に屬するものは、講金(青蓮院・平等院)、勸化金(光雲寺・妙法院・熊野三山)、富益金(熊野三山)、預金(熊野三山)等で、前者と異り寺社の金融機關としての面目稍々備はれるを見るのである。

19) 大阪市史、卷四、一四七頁

20) 日本財政經濟史料、卷六、九三〇頁

21) 古事類苑、政事部四、六〇九、六一〇頁

22) 大阪市史、卷二、九〇九頁

1) 増上寺の貸付資本に就ては、映塵餘錄、三四、三五頁。熊野三山の分は南紀

(ロ) 町人資本との關係

右の如き名目を有する貸付資本が名實一致して居たか、或ほどの程度まで町人資本が混合せられて居たかは窺ひ知るを得ないが、町人資本が關係してゐた範圍内に於ては概念的に二つの仕組を知る事が出来る。

第一は、寺社が町人に名目を貸與し、名目料として運上を取れるものにして、世事見聞録には「(前略)又町人百姓へ右等(祠堂金・永續料)の名目のみ貸遣はして運上杯とるなり」と指摘し、その實例は増上寺新規貸付金の町方貸付所に見る事が出来る。町方貸付所は文政九年十月に幕府の許可を受け、直ちに宿屋町藤本重五郎方にて貸付を開始せるものなるが、増上寺は幕府から借受けた三千兩の内千兩を種金として同貸付所に下渡し、又直ちに同貸付所より千兩を借受けて戻るのを見れば、實際は現金の授受無かりしものと見るべく、又同貸付所の貸付資本は七萬兩なりしを考ふれば増上寺は名目のみを貸與したるものなる事明かである。更に同年六月増上寺役所の定めたる規約には、「町方貸付所利益金の内分合壹分之二、上金御當山内新規貸付所へ可相納」とあり、尙又用達町人共は、「大造之企事」の入費を「冥加のため」御當代様御納戸へ納め、將來も變らず納めたき旨増上寺へ申出て居るが、此等もその間の事情を明白にするものである。

第二は寺社が町人等の金を集め祠堂金その他なりとして貸付を行ひ、出金者に對して利潤の分配を行つたもので、その著例は増上寺の新規貸付金に之を見る。同寺は前述の如く幕府より貸與せられた三千兩を貸付資本に充當したるものなるが、文政九年五月に貸付を開始するや、内千兩は大阪出張所へ送り、殘金は寺内の貸付擔當者瑞蓮院に受取り、直ちに五千兩の貸付を行つて居

參照項目寺社名目金の各項、市史、大阪府史、他は、大正十三年、三冊、その、百十三冊、史、見、川、百、十、三、冊、の、他、は、大、正、十、三、年、の、市、史、大、阪、府、史、各、寺、社、名、目、金、の、項、參、照、
2) 川史、見、餘、録、七、一、頁、百、十、三、冊、の、他、は、大、正、十、三、年、の、市、史、大、阪、府、史、各、寺、社、名、目、金、の、項、參、照、
3) 吹上、見、餘、録、七、六、頁、百、十、三、冊、の、他、は、大、正、十、三、年、の、市、史、大、阪、府、史、各、寺、社、名、目、金、の、項、參、照、
4) 同、上、見、餘、録、七、六、頁、百、十、三、冊、の、他、は、大、正、十、三、年、の、市、史、大、阪、府、史、各、寺、社、名、目、金、の、項、參、照、
5) 世、事、見、聞、録、七、一、頁、百、十、三、冊、の、他、は、大、正、十、三、年、の、市、史、大、阪、府、史、各、寺、社、名、目、金、の、項、參、照、

る。之に依つて幕府から貸與せられた分は種金として使用せられたるものなる事が明かである。⁶⁾尤も差加資本の金主には町人播磨屋新右衛門の他に、水戸の家來大久保某、中津の家來岡見某なる二人の武士があるが、大久保は水戸の家祿を買つた成上り武士だとの事である。⁷⁾その他寶曆八年泉涌寺祠堂金貸付を許可したる際、評定所より寺社奉行への通達書に、「(前略)右類の願相増候而は其内には願相濟候貸付金の名目にて内々外金等差入貸付申類も有之候ては紛敷、其上濟方の儀も實に祠堂金同様に嚴敷取立候ては差支の儀も出來可申哉に付云々」⁸⁾と記し、享和三年谷中臨江寺の貸付願に對する評定所の議に、「(前略)伺書には延享五年至心院様御逝去の節御遺金御遺物等被下候趣者御法事の度々納經拜禮願出候書面にも相見候得共、明和五年御祠堂金二百兩淺明院様より御寄附被成下候由者奉行所書留無之、從大奥向被下候趣に相聞候につき御留守居へ掛合判候處難相分由に御座候。然上は御祠堂金の由は全申立迄の儀、借方より取置候證文に御祠堂金の趣有之候とも右は相對の儀、右類取上候様相成候ては際限も有之間敷、御寄附の譯不相分者難取筋に付云々」⁹⁾とあつて、由緒不明の貸付資本を受付けざりし理由の一半は町人資本の混入を防ぐにあつたのであらう。安永四年の祠堂金代官取扱もこの事を慮れるものであり、弘化元年寺社奉行よりの伺書にも此の事を記して居り、同年行はれし青蓮院、智恩院及び平等院の貸付金の由來調査も此の點を主として居る。

右の如き名目金への町人金力の浸潤は、名目金に就ての不正を意味するけれども、金融制度として、寺社固有の資本の貸付よりも一歩進んだものと云へよう。

6) 世事見聞録、七一頁
 7) 小林庄次郎氏前掲論文
 8) 古事類苑、宗教部三、二八七頁
 9) 同上 政治部四、六〇四頁

(二) 貸付方法。

寺社が名目金の貸付を行はんとするに當つては、その利金を以て堂舎の修復、祈禱に充つるため、此等の事情を具して江戸の寺社奉行に願出で、寺社奉行更には評定所の決議によつて許可不可が決せられ、許可せられた時は寺社奉行より各地町奉行又は代官へこの旨通知し、町奉行又は代官は更に、貸付金の名稱・目的・金高・支配人の宿所氏名・利率等、及び借受人は元利共滞無く返済すべき旨の觸書を出して初めて貸付けが開始されるのである。¹⁰⁾左に貸付、借受に於ける二三の事項を述べよう。

(イ) 貸付金取扱人

名目金は右の如き方法で貸付けられるのであるが、代官所取扱の分は暫く置き、然らざる分に就ては、或は寺社自ら之を行ひ、或は用達人をして取扱はしめ、或は貸付支配人に任命した町人に貸付方を委任した。寺社の直接貸は増上寺がその幾分を自ら行つたのと、寛永寺の直接貸と、泉涌寺が寛政より嘉永まで臨時行つたのと等その例に乏しい。用達人又は家來若は家士と稱する寺役人をして取扱はしめたものには増上寺を初め、智恩院・泉涌寺・青蓮院・靈鑑寺等少からず存するのを見る。尤も増上寺の如きは町方貸付役所設置に際して富有町人を用達人に起用したのであるから、その實質は次の支配人との差異を見出し難いのである。貸付のために町人を支配人に任命したものが最も多い。圓満院の如きは江戸にては代官取扱を受け乍ら關西では相變らず支配人による貸付を行つて居る。又一人にして二所名目金の支配人を兼ねたものもある。¹¹⁾此等の事は名目金に就て何らかの不正を想像せしむるものなるが、確實なる史料な

10) 大坂市史、卷一、九五三頁

11) 例へば、安永年間、播磨屋本兵衛が圓満院と妙法院との支配人を兼ねたるが如し(大坂市史、卷三、八六一、九〇一頁)

きを遺憾とする。此等用達人支配人の増員・退職・交替等の度には一々寺社奉行所へ届出で、更に町奉行よりこのことを一般に通達したものである。又貸付所、用達人の宿所、支配人の居宅には夫々寺社の幔幕を張り高張を立て、その所在を明かにした。貸付取扱に就ての特異な例は江戸に於ける熊野三山貸付金である。天保年間許可を得て「芝三山貸付所」を設置し、紀州藩より頭取、元締、手代等を置いて一切を管理し、只に貸付のみならず預金をも取扱ひ、轉じて紀州藩の一財政機關となつた¹²⁾。

(ロ) 名目金の借主 名目金の貸借が主として生産のためなりしや消費のためなりしや確知するを得ないが、借主の性質によりその大體が窺はれる。即ち、東叡山の如きは萬石以上の大名に限つて居たし、¹³⁾その他に於ては武士階級全般及び下級の町人百姓が主たる借主であつた様に思はれる。當時の武士は扶持米切米を擔保に札差や藏宿から金を借り、拜借金を借り、果ては座頭金、日成し錢をも借りた程であるから、¹⁴⁾名目金をも無論借りたのであつて、「當時専ら行はるゝ御貸付金を借り、又宮門跡方名目金を借り、分限高の内過半も其餘も、利足その他に差出す事になつて、身上の圖方を失ひ云々」¹⁵⁾と、世事見聞録の著者が評して居るのも強ち誇張ではあるまい。町人百姓にあつては富有なものは自ら金貸を行つて居た程であるから、名目金の借受けは、他の貸金と同様、下層部分に多かつた事と考へられる。「扱又右體の公儀の御振合に應じ働にて國々商人共迄商賣筋に威勢を付、或は國主領主の定を請、或は宮方門跡方等の名目を假り、又は仕入金・積金等と號し金銀を貸付、貧民を相手にとりて諸品を押へ取り、利潤を締め上る事を儲る」¹⁶⁾ので

12) 第百十三册
13) 史、二頁
14) 徳川武士階級の窮乏(本誌二十四卷一號所載)
15) 南紀徳川見聞録、一頁
16) 吹上世同上、一五頁

ある。見來れば消費の爲めの借受が主なりしを窺はしめるであらう。

(ハ)利息 利率に就ては寺社奉行の許可を受くるを要したから、青蓮院の如きは一ヶ年五分、東叡山は七分、圓滿院・平等院は一割、増上寺にても一割二分にして、公定利子歩合たる享保年間の一割五分、天保年間の一割二分に比較すれば、低利なりと云はなければならぬ。然れども貸付に際しては筆墨料・禮物等の差引が行はれ、借主の弱味につけこんで内密利率の引上等の行はれた事も、¹⁹⁾他の高利金と異りなく、こゝにも消費貸借たるの面目が窺はれる。高利に就て世事見聞録の一節を借り來れば、「何ぞ御攝家方杯は此上もなき高貴の御方なれば貧賤を憐み給ふべき筈ながら左に非ず、今貧賤を奪ひ給ひ、又宮門跡方は佛法の頭梁なれば衆生を助べき所に、殊の外非道を行ひ給ふなり。貧慾滿々たる山師共が、其非道の威を被りて高利を貪る事なり。其高利といへる、譬へば本金融通貸付の時は先期日三ヶ月を定め、其三ヶ月の利息一割二割など引取り其上禮金と號し是亦一割二割など引取り、本金拾兩の證文を取て金子六七兩ならでは渡さるなり。是を三ヶ月目にいたり、一旦返して又借る時は、又元の如く利と禮金共踊りて取るなり、依て一ヶ年も貸付くる内は、拾兩は貳拾兩となり、百兩は貳百兩とも倍増せり。」²⁰⁾と。

(ニ)名目金の返済 名目金が消費貸借、而も高利のものなりし結果、返済滞りが頻發した。貸主は和解にも力めたが、督促の方法としては、或は「滞りなく返済すべし」との觸書の觸流方を依頼し、或は自ら借主に強要し、最後には訴訟の方法を用ひた。訴訟手段による事は實に名目金の特權にして、「通例町人同志金銀出入の先訴有之候共、右先訴相止させ、書面の貸付金濟方申付」²¹⁾

17) 古事類苑、政治部四、六〇六、六一〇頁。吹塵餘錄二頁。大阪市史三、四、五卷參照

18) 幸田博士、日本經濟史上ノ大阪(大阪文化史叢錄)五一頁

19) 古事類苑、政治部四、六一三頁、後出青蓮院文書もこの事を示すものならんか。

20) 世事見聞録、二〇六頁

けられ、即、借主の財産上に先取特権を有する事となつて居たのであつて、官金同様の保護とは主としてこの事を指すのである。而も、町人百姓が借主なる場合には町役人・村役人が保證に立つ事となつて居たので、彼等は取立強制や訴訟沙汰を恥ぢ、詮方なく直ちに保證の責任を果す事ともなつた。²⁰⁾されば大阪南組南米屋町の天保四年の町内申合式目帳には、「一、諸家様方名目銀、無據借請候儀有之候は、年寄家主へ相斷相談上、返濟の手當も有之候は、其上借り請可被申事」なる一ヶ條が掲げられてゐる。

ホ借用證書その他 借用證書に名目金なる旨借主をして記載せしむる事は、官金と同じく名目金の特徵にして、例へば増上寺の分に、「御當山御場所向御道具御修復料金拜借 云々」と記せるが如く、青蓮院に對する證書の全文を寫せば左の通りである。²⁴⁾

拜借金證文之事

一、金千五百兩者 但御利足壹割五分也

右之金子者先達而

公儀に被 仰立置御貸付被成候

青蓮院宮様御修理金之内此度主人無據就要用奉願當分之内拜借仕候處實正に御座候返納之儀者當卯六月十日限無相違元利

金御貸付所ひ持參返納可仕候尤從 御奉行所被 仰渡候御趣意逐一承知後日證文仍而加件

伊藤伊賀守内

文化四卯年正月

村井代助

小村專助

21) 大阪市史、卷五、一〇四頁

22) 同上 卷四、七二八頁

23) 同上 卷五、二四二頁

24) 寛永寺文書(圈點は筆者)

栗田御殿

御役人申

(表) 〔表書之通相違無之候□□本文に有之候以上

伊賀

擔保品に就ては、諸大名の借金にはすべて表向擔保無用と云ふ事になつて居たから、右の證文にも見えないが、事實何らかの擔保を提供して居たものであらう。その他の階級者に於ても特に名目金の擔保としては知るを得ないが、當時行はれて居た他の貸借に於けると同様であつたと考へられる。

第三 名目金の利害

(一) 名目金の利益。

第一の起源の項に述べたるが如く、名目金に特權を與ふる事によつて、由緒ある寺社への補助金、寄附金・拜借金等を幾分にも免れ得たりとすれば、幕府は財政上の負擔を軽減せられたりといふを得べく、寺社並に出資者は債權を保護せらるゝ事によりて比較的的安全に利殖を計り得たりといふを得べく、又比較的債權安全の結果は利息も一般高利金よりも低きを得、或は町役人村役人等の保證によりて容易に借受くる事も出來て、借主側に於ても好都合なりしを思はしむるものがある。熊野三山貸付金が紀州藩の財政を補つた如きは特殊の例であるが、右の如きことから全般的に見て、當時の金融を比較的圓滑ならしめたとも考へ得られる。何となれば元祿時代以後金

錢貸借は盛んとなり、享保年間には相對貸借の訴訟は取上げざる事としたる程なれば、滯貸の増加も容易に察知するを得べく、若し適當なる債權保護の手段無ければ、貸借の道は頗る困難となつて居たかも知れないからである。よし名目金の仕組が如何様にあらうとも、その貸借の纏れが訴訟てふ公平なる手段によりて解決せられたるは、社會上よりも一の利益といはねばならぬ。

(二) 名目金の弊害。

かゝる利益あるが故に、名目金を利用せんとして幾多の弊害が発生したのであるが、こゝには貸主側の奸惡と借主側の奸惡とについて若干述べて見よう。

寺院が賭博場となり門前の茶屋が曖味屋と化した頃には、僧侶の腐敗は推して知るべく、祈禱料・供養料の如きもあらぬ方へ消費されたのは公然の事實であつた。又堂宇建築の如きも立身出世の手段として行はれた。かゝればすべてが慾の表現として行はれ、財政困難は當然の結果であらう。さればこそ、御祠堂金御供養料の類が貸付資本ともなり、幕府より特別の保護を得て名目金となるに及んでは、名目貸與とまで進んだのである。而も之のみに止らず、名もなき寺々が「御攝家方堂上方等へ賄賂を入れて御先祖の位牌を招請して御祈願所・御位牌所など唱へ、厨子・戸張・幕その他家々の紋杯付て威勢をさる」などの事も行はれた。鎌倉五山が宮公卿の名目にて貸付を行つて居た如きは、かゝる事例の一であらう。即ち、名目金の出現は寺社を驅つて益々惰落の淵に陥れたのみならず、由緒なき寺々をも同じ淵に引込む事となつたのである。

かゝる寺社と結託せる町人は、貸付資本を提供し、或は名目を藉りて自己の債權に保護を求め

- 1) 山下幸内上書(日本經濟叢書、卷五、四頁)
- 2) 世事見聞録、三の卷「寺社人の事」參照
- 3) 同上 一〇〇頁
- 4) 大日本貨幣史、貸借部、一四一、一四二頁

たのであるが、この事は他の町人をも引入れて眞正ならざる名目金支配人たらしめ、以て借主に累を及ぼす事となつた。「是迄の平證文にも悉く名目を借り、證文を仕替に様々成行く儘に、世に平證文はなき様に成ぬ」と翁草に云へるはこの事を物語るものであらう。

借主の側に就きて見るも、返済の督促厳しき名目金なる事を承知の上で借るのであるから、生活苦しきまゝに借受に際して一時の糊塗手段を用ひ、貸主・保證人に迷惑をかける者も少くなかつた。例へば、名目金の類を借受けざる旨證文に奥書して通常貸借を行ひつゝ、名目金を借り、或は二重に名目金を借つて貸主に迷惑をかけ、又は返済滞りの節奉行所より呼出される度毎に附添ふべき町役の者は、その雑用と煩瑣とを厭つて内々に濟ましてやる結果、最初より之を見込んで名目金を借る等の事も行はれたのである。

その他、一般に高利金の貸付に伴へる害悪の如きは喋々を要しないであらう。

第四 幕府の對策

代官取扱に初つた名目金は、町人金力の浸潤及びこれによる種々の弊害を醸すこととなつた爲め、幕府は種々取締方法を講じて來たのであるが、自身の都合もあり、由緒ある寺社への敬遠も手傳つて、その對策は常に不徹底に終つた。以下この對策に就て數言を費すこととする。

(一) 名目金の代官取扱。

安永四年寺社奉行への達に曰く、「惣而宮門跡方其外寺院御寄附金又は自己貯蓄を貸付に致置、

5) 翁草、第頁十八册、六三頁

6) 大阪市史、卷三、一二一―一二頁、卷四、七二―八頁

堂舎修復再建等手當に致候由を以、祠堂金坏の名目にて貸付の儀相願候得者、被相伺候上借受候者之名前、所付並金高書付等其所の奉行所へ差出置、右借受候者へ無滞返濟可致旨奉行所より觸流の義被申達候も有之候處、右者奉行所より返濟方の觸流迄に候得者、自分金貸付等も難相知に付、以來は社貸付金返濟方觸流の儀願出候共難相成候間被得其意、實々堂舎修復等の手當に致候譯立難捨置筋に候は、相願候金高不殘公儀へ爲差出其所の奉行所又は御代官より利足並に年限を定在町へ貸付、其寺院入用之節願出候は、取立相渡候積に候間、貸付金相願候門跡方其外寺院等有之候は、右之趣を以其節可被相伺候。」と。沿革の項に述べたる如く當初の名目金はこの方法によつて貸付けられたものであり、泉涌寺祠堂金貸付の如きもその一例にして、寶曆八年に五千七十餘兩を京都町奉行所へ差出させ、十三年には貸付濟なれば他に泉涌寺祠堂金の貸付あるも偽りなる旨布達を出してゐる。さればこの方法は寺院自らの取扱を許した結果生じたる、願出金高以上の貸付金に伴ふ弊害を除かんとして、名目金貸付最初の方針に立戻つたものである。

この奉行所又は代官取扱の方法に於ては、幕府は元利金の返濟に全責任を負ひたるためその苦痛輕からず、例へば、天保十四年に圓滿院が江戸に於ける代官取扱据置を願出たるに對して曰く、「一體是迄貸先不納滞多候得共、利金渡方は數年來公儀補金を以差足、定め通御渡に相成候得共、猶此度貸先半高棄捐に相成候分は年割を以公儀より御差足、元金不殘御差戻に相成候儀に有之云々」と。右の如く代官取扱に於ては棄捐に際してすら貸付委託者へは棄捐の効果の及ばない様に保護したのである。されば、天保の改革以後元金を委託者へ年賦償還して以て代官取扱を

1) 古事類苑、宗教部三、二八七頁。日本財政經濟史料、卷三、一〇五六頁

2) 大坂市史、卷三、六八九頁

3)、4) 日本財政經濟史料、卷六、九三六頁

停止する事となつた。

(二) 名目金の訴訟優先権の停廢

右の如く安永四年以後幕府は名目金の代官取扱を復活する事となつたが、既存のものには適用しなかつたらしく、現に右の圓満院が寶曆十二年より大阪に於て行へる支配人による貸付は依然として繼續せられて居るのである。かゝれば名目金の弊害絶えず、寛政元年松平定信老中職に就くや、その特別取扱停止を申付けた。即ち同年正月の達に曰く、「宮方寺院より貸付候名目銀の儀、返済相滞、濟方願出候は、是迄は先訴有之分引上候得共、向後右先訴不引上、名目銀は幾口にても、同様濟方申付、身上限に相成候砌は、配分可申付候云々」と。即ち名目金の特權は奪はれ、従つて他の債權と競合して債務者が「身上限り」に陥る様な場合にも、單に債權高に應じて分配を受け得るのみとなつたのである。

右の取締りは、大阪及びその近在の、支配人取扱にかゝる名目金に適用されたるもの、如く、その効果に就ては具體的に知るを得ないが、幾許もなく從來の名目金の特權が保護せられてゐるのを見る。

名目金の特權停廢は既に早く元文年間にも行はれたのであるが、その効果の永續しなかつた事は既述の通りである。繰返して云ふ如く、幕府の名目金に對する考は、寺社の自働的維持作用によつて負擔輕減を計る事が一大目的であつた。されば名目金の徹底的禁止の如きは容易ならず、その上一度開いた先例を閉鎖する事も困難なりしと見え、寛政元年の取締りも「同九年の中合」に

5) 大阪市史、卷四上、三頁

6) 日本財政經濟史料、卷六、九三〇頁、寺社奉行久世出雲守よりの伺書中に見ゆ。但本文不明

よつて覆され、爾來幕府は元の如く真正なる祠堂金の貸付並に訴訟上の優先權を認める事となつた。従つて幕府の對策としては、名目金が真正なりや否や、又如何なる程度まで真正なりやを調査する一事が殘される事となつたのである。

(三) 名目金の調査。

かゝる調査は既に享和三年、谷中臨江寺が凌明院様御寄附金なりとして貸付を却下したの例を見る事が出来るが、全般的のものとしては文政二年の寺社奉行への達にて之を見る。即ち曰く、「(前略)向後は是迄貸付に相成居候分は格別、新規貸付の儀は容易に不承届、併門跡方比丘尼寺等寺領少分にて、實ニ修復料等差支候歟、格別筋合相立候分は、安永度達の通願金高差出させ、尤最初の金銀高極置、貸増・利倍・年延願難成趣を以、承届可申候。(中略)相對にて貸付、貸先名前金銀高届置候分元高取調、此節改而爲相届、以來當初の高より不相増様相違、萬一増候分者、返濟滞候共、於奉行所は不取立積、若格別の御由緒にて、無據貸付高増別段申立候は、取調之上承届云々」と。右の如く新規貸付の分は安永年間の通り代官取扱の方法による事とし、舊來のものは尙相對貸を認めて、このものに就き調査を行はんとするのである。

調査を受けた例は圓満院・平等院・青蓮院の三所貸付金に之を見る。文政五、六年から十二年迄調査に費してゐるが、結局最初の届出高を元高と定め、利息制限等の條件を附して貸付を許可してゐるのである。⁶⁵⁾

この文政二年の取締りにより、相對貸による名目金貸付を却下されたものに京都の圓通寺があるが、後には之も認められてあるし、文政九年には芝増上寺、天保年間には熊野三山が夫々相對貸による名目金の許可を得てゐる所より考ふれば、同取締りも甚だ寛容なりしを推知せしむる

7) 古事類苑、政治部四、六〇八頁。日本財政經濟史料、卷三、一〇五七頁
8) 同上、六〇九頁

に足る。

更に天保十四年には同一趣旨を繰返し、名目金貸借滞りの節は貸付取扱人より訴訟掛に届出で、調査を受けて真正ならざる分は通常貸金として、改めて奉行所より貸付を許可する旨を布達し、⁹⁾ 弘化元年にも同一趣旨の觸書が出て居るが、¹⁰⁾ 此等は半面に於て尙種々の不正が行はれてゐた事を雄辯に物語つてゐる。又安政元年十二月の大阪の町觸に於ては、名目金の一覽表を掲げて、それ以外の名目金の侵入を防ぐと共に、願濟高以外の差加資本の處分を警告し、併せて禮金筆墨料及び貸付所へ呼出された際の人足賃其他諸雜費を出すことは無用なる旨借受人への注意を與へて居る。¹¹⁾ かゝる觸書も、様々の名目金の流行及び取扱人の不正を裏書するものとして、頗る興味多きものである。

第五 明治新政と名目金

明治の新政となつて、寺社宮方等の名を犯して貸金を行ふは非違この上もなしとせられ、元年三月及五月に禁止の布達が發せられた。それにも拘らず、尙内密に貸金を行ふものありしと見え、三年二月には更に不正者を糺彈すべき旨布告せられて居る。¹¹⁾

禁令以前の名目金の善後處分に就ては、一般の處分と藩債となれる名目金の處分との間に差違があつた様に思はれる。即ち一般の分に於ては、元年兩度の禁令と共に相對示談にて解決せしむる方針をとり、五年に至つて示談成立し難き分は裁判によつて解決する事となつた。¹²⁾ 藩債に屬する分に於ては、個々の名目金の性質により、或は政府の公債に立てられ、或は立てられざる事となり、¹³⁾ 或は熊野三山貸付金の如く民間預金を貸付資本に充當せるものに於ては藩自らその處理に

一二頁
一三〇頁
一三九頁
一四六頁

9) 古事類苑、政治部、四、卷六、一頁
10) 日本財政史、大日本、上、一頁
11) 大日本、上、一頁
12) 同上、一頁

當つた等、何らかの方法に依つて解決せられた様であるが、材料不備なるまゝに後日の調査に委ねる事とし、結論へうつる事としよう。

結 論

廣大なる領地を擁して権力を振へる寺社が、金融機關としても重要な役割を演じたりし中世の面影は、領地を次第に縮少せられつゝ、徳川時代に入りても、尙祠堂金の貸付に依つてその名残を留めて居た。而も幕府は財政上の理由その他から其の貸付を名目金として保護し、それ以外にも勸化や富籤を公許する事となつた。されば寺社にとつては、此等の収入方便は略々同一の價値を有し、勸化や富籤や講によつて得たる金さへも、祠堂金寄附金等と並んで貸付資本の一部を構成する事となつたのである。此等が幕府財政の困窮し初めた元祿享保の頃から始まれる事は注目し、更に町人階級の勃興期に際會して居たため、その勢力の侵潤となり、こゝに名目金是一種の高利金の如きものとなつた事も注意すべきである。即ち從來述べ來りし所によつて明かなる如く、借主の性質、貸付條件等より考ふれば、當時の庶民消費金融制度たりし、座頭金・質・日成し錢・大盡金等とその性質に於て異らざるものである。而も表面上は寺社名目金として、官金同様の保護を受けたるがため、種々の害悪不正を孕む事となり、諸種の取締方法が講せられたるにも拘らず、明治に至るまで行はれ來つたのである。約言すれば、名目金は、形式に於ては官金と同じく、實質に於ては町人の高利金と同じく、又主たる當事者なる寺社にとつては勸化・富籤・講等と同じ役割を演じ、封建制度末期に於ける特殊なる一金融制度であつたと云ひ得るのである。

本稿執筆に際し、大藏省文書課の吉川秀造氏に多大の御教示を受けた事に就き、深く感謝の意を表す。